

## 島根原子力発電所 2号機中央制御室空調換気系ダクト腐食に係る現地確認（第3回）結果

1 日時 平成30年2月13日（火）13：00～17：00  
2 場所 島根原子力発電所（島根県松江市鹿島町片町654-1）  
3 確認者 原子力安全対策課 木本参事、村中課長補佐、大塚主事  
西部総合事務所地域振興局西部振興課 大武課長補佐  
米子市 防災安全課 安東主任  
境港市 自治防災課 手島室長

### 4 内容

#### （1）背景

平成28年12月8日に判明した島根原子力発電所2号機の中央制御室空調換気系のダクト腐食事案について、平成30年1月31日の原子力規制委員会において、中国電力が報告した原因と対策（報告書）の内容が了承されるとともに、国際原子力・放射線事象評価尺度（INES：イネス）の「レベル1（逸脱）」に該当すると評価されたことを受けて、再発防止対策の実施状況について確認するために、安全協定に基づく現地確認（第3回）を米子市及び境港市と合同で実施した。

#### （2）現地確認概要

報告書における、推定原因（外気とともに取り込まれた水分や海塩粒子等がダクト内面に付着し腐食を発生させた）を踏まえた、主な再発防止対策の実施状況について現地で説明を求め確認した。

	主な再発防止対策	現地で確認した事項
①保守点検計画の見直し	ダクトの外面及び内面の外観点検の実施頻度を見直す。	○点検頻度を記載したマニュアルの改訂 ・外面点検 10サイクル <sup>※1</sup> に1回→6サイクルに1回 ・内面点検 3サイクルに1回→1サイクルに1回
②運用の見直し	外気からの水分や海塩粒子の低減を図るため、外気処理装置を「荒天時のみの使用」から「常時使用」とする。	○外気処理装置 <sup>※2</sup> の運転要領書の改訂
③ダクト仕様の見直し	外気取り入れラインのダクトは、炭素鋼製（塗装あり）ダクトとする。	○見直したダクト仕様とその範囲 ・外気取り入れラインのステンレス鋼板ダクト→炭素鋼（腐食防止のための塗装あり） ・耐食性及び劣化状況の早期把握の観点
④ダクト形状・構造の見直し	湿潤状態が継続しないよう、湾曲させたダクト形状（角エルボ→丸エルボ）に変更するとともに、ダクト点検口を追加設置する。	○見直し後の気流解析結果 ・ガイドベーン（整流板）の撤去 ・角エルボ→丸エルボ ○ダクト内面の点検口の追加設置

※1 運転期間13か月ごとに行われる施設定期検査の間隔を1サイクルとしている。

※2 外気からの水分及び海塩粒子を低減することが可能な装置。